



仮処分不当判決ゆるさない！ 高浜原発 3・4号機再稼働反対

◆仮処分不当判決

高浜原発 3・4号機の、福井地裁の運転差止仮処分決定に対する異議申し立ての決定が12月24日に下されました。差し止めを取り消し、再稼働を認めるものでした。基準地震動についても、耐震評価についても、使用済み燃料の扱いについても、新規制基準の合理性を認めたくえ、原子力規制委員会による適合性審査に問題はなかったとし、安全性に欠けるところはないとしています。河合弁護士が「関電の主張のコピペだ」と述べたように、関電の主張を盲目的に認める不当なものでした。

◆放射能対策・防災については検討すらしない

避難計画の実効性など、原子力防災の問題については、原告側は、審査すらされておらず、実態として実効性がないことを問題にしてきました。ところが決定文は「核燃料の損傷・溶融が生じた後の対応等を判断するまでもなく、債権者（原告のこと）らの人格権が侵害される具体的危険があると推認することはできない」と断じ、炉心溶融など重大事故による放射能放出と避難計画など原子力防災の問題は、決定文の中で検討すらしていません。

一方で、後ろめたさを感じたのか、決定文の最後のほうに、「万が一炉心溶融事故に至るような過酷事故が生じた場合に備え、避難計画等を含めた重層的な対策を講じておくことが極めて重要であることは論を待たない。そして、本件原発に関連する避難計画については、関係自治体において検討

及び計画の策定が進められているところであるが、債務者（関電のこと）、国及び関係自治体は、債権者（原告のこと）らが指摘するような避難手段の確保の問題、避難ルートのは滞の問題、避難弱者の問題等を真摯に検討し、周辺住民の理解を得ながら、より実効性のある対策を講じるように努力を継続することが求められることは当然である。」と言いつめた記載があります。

この記載は、実効性のある避難計画が現にできないことを認めています。であれば、再稼働を認める結論にはならないはずです。

決定要旨には「債務者（関電のこと）及び規制委員会においては、福島原発事故に対する深い反省と絶対的安全性は存在しない（いわゆる「安全神話」に陥らない）という真摯な姿勢の下、常に最新の科学的・技術的知見を反映し、高いレベルの安全性を目指す努力が継続されることが望まれる」との記載がありますが、安全神話に陥っているのは、今回の判決を書いた裁判官たちではないでしょうか。

◆蒸気発生器の耐震評価では安全余裕をカットしている

決定文は、耐震安全評価について、耐震補強工事を行ったことや、「床応答スペクトルを拡張することで機器等に作用する荷重を保守的に見積もり、断面係数を最小とすることで単位面積あたりに作用する荷重が大きくなるように設定し、エネルギー吸収効果も考慮しないことにするなどの保守的な評価を行」い、さまざま安全余裕を見込んだ、とする関電の主張を取り入れています。しかし、安全上最重要機器の一つで

ある蒸気発生器細管の耐震評価では、上記の考え方で安全余裕を見込むと、地震により機器にかかる力（460MPa）が、許容値（447MPa）を超えてしまうことから、地盤特性や建屋剛性のばらつきの影響を考慮するために行う床応答スペクトルの拡幅による安全余裕をバッサリ切り落として評価値（376MPa）を出しています。これを切る理由が説明できなくなると、他にも削れる保守性があるとして、バサバサと安全余裕を切り捨てているのです。

いま、審査中の美浜原発3号機の審査では、まさにこのことが議論になっており、原子力規制委員会・規制庁は、安全余裕の切り捨てに疑義をとらえているのですが、実は、すでに高浜3・4号機で同様の審査が非公開会合で行われており、規制委側は認めていたのです。

この点からも、決定文には誤認があるといわざるをえませんし、蒸気発生器細管の耐震性一つをとっても、高浜原発は危険な原発であり、再稼働などもってのほかです。

使用済み核燃料再処理の延命にノーの声を！

【2016年1月5日 パブコメ締め切り】

「新たな環境下における使用済み燃料の再処理等について（案）」について政府がパブリック・コメントを募集しています。

再処理については、放射能汚染や核不拡散の問題に加え、経済的にもすでに成り立っていません。これまでは、電力会社の地域独占により「総括原価方式」で消費者から費用を回収することを前提としていましたが、電力小売全面自由化でこれが成り立たなくなることから、あらたな「延命」のしくみとして、新たに認可法人を設立し、再処理に関して、電力事業者が責任をもたなくてもよいようにしようとしています。

そもそも、再処理の継続・延命を前提に議論してよいのでしょうか。
電力小売全面自由化にも関わるこのパブコメ、一言でも意見を出しましょう。

■資料と提出窓口はこちら <http://goo.gl/iZMn2r>

■ポイント

【1. 再処理自体のぜひをまずは議論すべき。】

2ページ「はじめに」3ページ「安定的な資金確保の手当て」ほか全般で、再処理がすでに事業として単独では成り立たない、またそれを支えていた包括原価方式の終了によりさらに「安定」が失われることが明らかにされている。再処理自体について「継続を前提」とするのではなく、「再処理のあり方」についても議論すべき。

【2. 将来にわたっても、責任主体は原子力事業者であることを明記すべき】

本中間報告案では、新法人に再処理等費用を拠出するのは「原子力事業者」とされている。しかし、再処理に責任を負うのは新法人になり、原子力事業者は免責される。留意事項として、「将来的に、著しい事業環境の変化など現時点では想定されていない事態が生じる可能性も否定できない。今般のスキームに関しても、・・・必要に応じて一定の追加的な措置を講ずることも含め検討する必要がある」と書かれており、将来的に、託送料金などを通じて、原子力事業者以外の事業者も、負担するという方向性が提案される可能性がある。将来にわたっても、原子力事業者が責任主体であることを明記すべき。